旅　館　業のてびき

（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）







東京都多摩立川保健所

生活環境安全課　環境衛生第一・第二担当

〒190-0023　東京都立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号

電　　話　042（524）5171（代表）

ファックス　042（528）2777

１　法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

２　旅館業の種別

＜全種別に共通する定義：施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業＞

- **旅館・ホテル営業**　・・・簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設
  （法第２条第２項）

- **簡易宿所営業**　・・・・・客室を多数人で共用する宿泊施設
  （法第２条第３項）
  いわゆるカプセルホテルや山小屋など１つの客室を多数人で共用する場合がこれにあたります。

- **下　宿　営　業**　・・・・・一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設
  （法第２条第４項）

●民泊とは？

法令上の明確な定義はありませんが、宿泊料を受け人を宿泊させる営業・事業のことをいいます。これらの営業・事業を行う場合には旅館業法に基づく「旅館業」の許可を取得、又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業※」の届出をする必要があります。住宅宿泊事業の届出等については、所管部署である東京都産業労働局観光部振興課住宅宿泊事業調整担当（19 ページに掲載）にお問い合わせください。

※　住宅宿泊事業
　　旅館業営業者以外の方が宿泊料を受け、住宅を活用して人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が１年で１８０日を超えないもの。

３　旅館・ホテル営業と簡易宿所営業の主な基準

項　目	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
客室の床面積	１客室の床面積　７㎡以上※ ※　寝台（ベッド）を置く場合は、９㎡以上	客室の延床面積　３３㎡以上※ ※　宿泊者を１０人未満とする場合は、 １人当たり３．３㎡以上 （多数人で共用しない客室を設ける場合には、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること）
玄関帳場等	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、以下のいずれにも適合すること。 ① 事故の発生その他の緊急時に迅速な対応を可能とする設備を備える。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認ができる設備を備える。	玄関帳場等に係る構造設備基準はない。 （事故が発生した時、その他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとることが維持管理基準として規定されている。）
浴室	入浴設備を有すること（近隣に公衆浴場がある等、入浴に支障がないと認められる場合を除く）。	
施設名称の掲示	営業施設には公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる。	
洗面所・便所	洗面所及び便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。	

第１章　許可申請編

～目次～

１　旅館業許可までの手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
２　許可申請時に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
３　申請時の主な注意点
　⑴ 旅館業法の許可が必要な施設とは？ ・・・・・・・・ ７
　⑵ 客室の面積の考え方は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　⑶ 玄関帳場等の設備に関する考え方は？ ・・・・・・・・ 10
　⑷ 浴室の設置に関する考え方は？ ・・・・・・・・・・・・ 12
　⑸ 便所の設置に関する考え方は？ ・・・・・・・・・・・・ 14
　⑹ 施設名称の掲示に関する考え方は？ ・・・・・・・・ 16
　⑺ その他の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
４　設置場所に関する意見照会について ・・・・・・・・・・ 18
５　関係機関一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

※　文中の【　】内、根拠欄の見方は 21 ページをご参照ください。

1　旅館業許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（**19、20 ページ**）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、**5、6 ページ**の書類が必要です。

関係機関への相談手続き

申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きについて記載した文書を交付します。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許可

書類審査及び検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会先

通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

照会

申請書を受理した後、施設の許可について教育機関・警察等に意見を照会することがあります。

回答書

照会した機関からの回答書を受理します。

２　許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 申告書（法第３条第２項各号に該当することの有無）
  詳細は別添の「基準等一覧」人的要件の欄を参照ください。
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、学校等が記載されたもの）
- 配置図、各階平面図、正面図、側面図
- 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 申請手数料

  旅館・ホテル営業　　30,600 円
  簡易宿所営業、下宿営業　16,500 円



- 登記事項証明書(法人の場合)※
  ※ ６か月以内に発行されたもの（原本提出）
- 旅館業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書※、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類（６ページ参照）

【施設完成後に必要な書類】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
  ⇒施設完成後、検査時に確認



■許可書の郵送を希望する場合■
送付先を記入したレターパックプラス（赤色・５２０円／対面受取りとなります）をご用意ください。

旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類の具体例



（１－１） 共有名義の自己所有施設の場合（区分所有を除く）
⇒　土地・建物に係る登記事項証明書及び建物の所有者全員の使用承諾書等

（１－２） 建築物の所有者が申請者と同一であることを確認でき、その使用権原が申請者にあることが明白な自己所有施設の場合（区分所有を除く）
⇒　土地・建物に係る登記事項証明書

（２－１） 賃貸借契約を締結している施設の場合（区分所有を除く）
⇒　土地・建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写し及び使用承諾書等
　なお、当該賃貸借契約書の写しにより、建物の所有者と申請者との間に結ばれた賃貸借契約書であって、旅館業を営むこと（賃貸借契約書の使用目的の項や用途の項に「旅館業」の記載がある等）が明白である場合は、使用承諾書等は不要です。

（２－２） 分譲マンションにおいて賃貸借契約を締結している施設の場合
⇒　施設に係る登記事項証明書、施設所有者の使用承諾書等及び共有部分に係る管理組合の使用承諾書等
　なお、分譲マンションにおいて管理組合が組織されていない場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等、宿泊客等が共有部分を使用することについて認めている旨明記された書類を添付してください。

（３） 分譲マンションにおいて、申請者が区分所有者である施設の場合
⇒　施設に係る登記事項証明書及び共有部分についての使用承諾書等
　なお、分譲マンションにおいて管理組合が組織されていない場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等、宿泊客等が共有部分を使用することについて認めている旨明記された書類を添付してください。

（４） 分譲マンションにおける共有部分の施設の場合（ゲストルーム等）
⇒　施設に係る登記事項証明書（共有部分として登記されているもの）及び当該施設に係る規約（旅館業を営む旨が明記されているもの）の写し

３　申請時の主な注意点

(1) 旅館業法の許可が必要な施設とは？

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の４項目の全てに該当する場合です。会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても下表の要件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となることがありますので保健所に相談してください。

１　宿泊料を受けていること（法第２条）

※　宿泊料という名目で受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費の名目で対価を徴収することも事実上の宿泊料と考えられるので該当します。

２　寝具を使用して施設を利用すること（法第２条）

※　寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。

３　施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること

（厚生省生活衛生局指導課長通知　昭和 61 年３月 31 日衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」）

※　宿泊者が簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合は、維持管理責任が、営業者にあると考えます。

４　宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること

（厚生省生活衛生局指導課長通知　昭和 61 年３月 31 日衛指第 44 号「下宿営業の範囲について」）

●旅館業法と賃貸借契約

旅館業と関連するものとして、借地借家法に規定する定期借家契約というものがあります。

定期借家契約では、契約期間を自由に設定することができるため、契約期間を１日とした定期借家契約を締結することも可能です。

旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結していることを理由に、生活の本拠があると判断することはできません。実際には、利用形態を考慮して、生活の本拠があるかを判断する必要があります。ウィークリーマンション等も旅館業の許可が必要になりますので注意してください。

(2) 客室の面積の考え方は？

客室とは

客室は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等であって、床の間、押入れ、共通の廊下、共用の設備及びこれに類する場所を除く。）をいい、原則として壁、ふすま、またはこれらに類するものを用いて区画された居室をいいます。

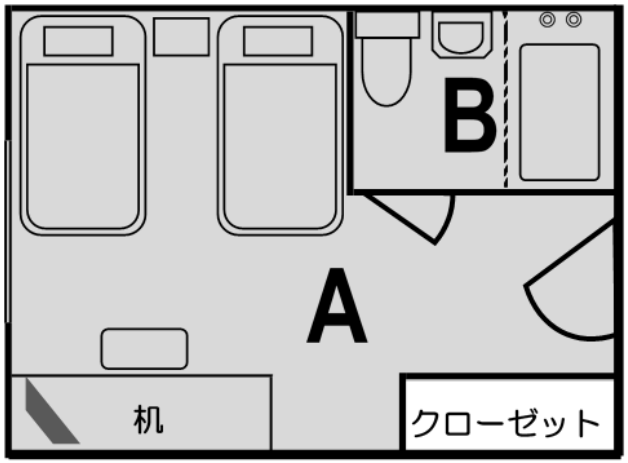
客室面積の基準 ･･･ ①面積基準 ≦ ②面積に算定する部分の合計 である必要があります。

営業の種別	①面積基準〔旅館業法施行令(政令)〕	②面積に算定する部分〔旅館業法施行細則〕	算定しない部分
旅館・ホテル営業	**１客室の床面積** ７m²以上 （寝台を置く客室にあっては、９m²以上） 【政令 1-1-(1)】	寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分	床の間、押入れ（クローゼット）、納戸、ロフト（小屋裏物置）、共通の廊下、共用の設備等
簡易宿所営業	**客室の延床面積** ３３m²以上 ※ 宿泊者の数（２人以上）を１０人未満とする場合には、3.3 ㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること【政令 1-2-(1)】	各客室の寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分	

【客室面積の算定方法】

客室面積は、壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法（うちのり））によって測定します。内法面積は、建築設計図面に記載されている壁芯（かべしん）面積（壁の中心で測定する方法による面積）より狭くなるので注意が必要です。

右図は、客室面積算定の例です。通常は人が立ち入らないクローゼットを除いた網掛けの部分 A（寝室）+B（浴室、洗面所、便所）が客室面積に算定されます。



客室その他の基準

（旅館・ホテル営業　＜簡易宿所営業でも準用＞）

旅館業法施行条例第７条第１項第２号

イ　一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第１条第１項第１号に規定する面積以上であること。
（8 ページ表中の太枠上段）

ロ　収容定員に応じた十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。

ハ　睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

旅館業法施行条例第７条第１項第３号

宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

【考え方】

○　収容定員は消防法の規定の遵守が必要です。

○　客室の採光は窓等により自然光線が十分に採光できる構造が必要です。無窓客室は不可。

（簡易宿所営業）

旅館業法施行令第１条第２項第２号

階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね１メートル以上であること。

旅館業法施行条例第９条第１項

１　客室は、収容定員に応じた十分な広さを有していること。

２　客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第１条第２項第１号に規定する面積以上であること。
（8 ページ表中の太枠下段）。

３　多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の２分の１未満とすること。

(3) 玄関帳場等の設備に関する考え方は？

「**旅館・ホテル営業**」の施設における、**『玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備』**に関する規定は、次のとおりです。

旅館業法施行令第１条第１項第２号

宿泊しようとする者との面接に適する**玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備**として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則第４条の３

以下のいずれにも該当すること。

１　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

２　宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

旅館業法施行条例第７条第１項第１号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有するものとすること。

【考え方】

○　玄関帳場（フロント等）を設置する場合

- 11 ページ「玄関帳場の具体例 1」　参照
- 営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認められません。

○　玄関帳場（フロント等）を設置しない場合、規則第４条の３のいずれにも該当する必要があります。

玄関帳場等の具体例



１　宿泊しようとする方との面接に適する玄関帳場（フロント等）

施設の出入口、または宿泊しようとする方が宿泊施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方とが必ず応接できる構造

２　玄関帳場を設けず、ＩＣＴ機器などの設備を設ける場合

ア　宿泊者に緊急を要する事態等が発生した際に、宿泊者が施設従業者・管理会社等に緊急通報するために、客室、通路等に電話機等の通信設備を設置している。

また、宿泊者からの求めに応じて、施設従業者・管理会社が徒歩、自転車、バイク、自動車等により、**おおむね 10 分程度で駆けつけることができる体制**を整えている。

イ　施設従業者等が宿泊者の顔、宿泊者名簿の正確な記載を画像により鮮明に確認するため、施設等にテレビ電話やタブレット端末等を備え付けている。

ウ　宿泊者がスマートフォン等を使用して客室等の鍵の開閉を行うシステム（スマートロック等）を設置している。

エ　宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況確認を、鮮明な画像により常時確認することができるビデオカメラ等を営業者が自ら設置している。

※ＩＣＴとは？

「Information and Communication Technology」の略語で、「情報通信技術」と訳されております。

（例　宿泊客や宿泊者名簿が確認できるタブレット端末、テレビ電話機　等）

＜参考　簡易宿所営業の場合＞

簡易宿所営業には、玄関帳場等の構造設備基準がありません。その代り、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を備えることが要件となっています（条例第４条第１項第 12 号）。　⇒ 22 ページ参照

この体制に関しては、上記アの基準が参考になります。

(4) 浴室の設置に関する考え方は？

「旅館業」における、浴室に関する規定は次のとおりです。

旅館業法施行令第１条第１項第４号（旅館・ホテル営業）、第２項第４号（簡易宿所営業）

（構造設備の基準）

当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

旅館業法施行条例第７条第１項第４号　（旅館・ホテル営業の基準を簡易宿所営業でも準用）

浴室は、次の基準によること。

イ　清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

ロ　浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ハ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の基準）

ニ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

⑴　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

⑵　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

⑶　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

⑷　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

⑸　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

⑹　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

⑺　気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

【考え方】

○　ろ過器は、１時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。（二-⑴）

○　集毛器は容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。（二-⑴）

○　ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。（二-⑵）

○　シャワー、打たせ湯及びミストサウナ等は飛まつを吸引する可能性が高いため、レジオネラ属菌汚染のリスクの高い循環浴槽水の使用を禁止するものである。従って、循環浴槽水を浴槽水面の上部から補給する方式についても、利用者が打たせ湯のように使用する危険性がある場合は禁止すること。（二-⑶）

○　浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。ただし、既存の回収槽設置施設について、引き続き使用する場合は、浴槽同様に槽内の湯水を毎日換水し、内部の清掃を行うこと。（二-⑷）

○　循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつの発生しない方法で補給する等の措置を講じること。（二-⑸）

○　循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸引事故を防止する構造とすること。また、管理者は、取入口の流速について定期的に確認すること。（二-⑹）

○　気泡発生装置等は、点検、清掃が容易で、内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる構造とすること。
空気取入口は、土ぼこりが混入しないよう屋内に設け、これにより難い場合は取入口にフィルターを設置すること。（二-⑺）

○　貯湯槽、調節槽等は、点検、清掃、排水が容易に行える構造とすることが望ましい。

（その他）

○　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、入浴前に体を洗うこと等、浴槽に汚れを持ち込まないための利用者への注意喚起を提示すること。

○　共同浴室の構造設備等については、旅館業法令の規定を適用するほか、「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」第３条第２項第２号に規定する「その他の公衆浴場」の構造設備、管理基準に準ずる。

(5) 便所の設置に関する考え方は？



「旅館業」における便所の設置に関する規定は、次のとおりです。

旅館業法施行令第１条第１項第６号（旅館・ホテル営業）、第２項第６号（簡易宿所営業）

適当な数の便所を有すること。

旅館業法施行条例第７条第１項第６号　（旅館・ホテル営業の基準を簡易宿所営業でも準用）

便所は、次の基準によること。

イ　防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

ロ　宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ハ　共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。←共同便所の構造設備基準

ニ　便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。←共同便所の基準

※　共同便所に関する考え方
15 ページ参照

【考え方】

○　便所の設備について

ロータンク式便器の上部にある給水口は、手洗設備としての機能が不十分であるため「手洗設備」にはなりません。

○　共同便所について

便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、その階において宿泊客専用の共同便所を男女別に分けて設置する必要があります。男子用便所に設置される便器については、大小を兼ねた便器でも支障ありません。

○　簡易宿所営業における便所について

一客室のみの営業であっても、多数人での共用という利用形態から、男女別の共同便所が少なくともそれぞれ一箇所必要となります。

○　一客室のみの旅館・ホテル営業施設における便所について

客室の外にしか便所がない場合であっても、その便所が客室から利用しやすい位置※にあり、かつ、戸建住宅等の居住者との移動動線等を踏まえて宿泊客専用の便所とみなせるとき、その客室は、便所を付設している客室とみなすことができます。

（※　利用しやすい位置とは、便所の位置が、客室の上下の階に設置されていることも含みます。）

○　特定の性別専用の階あるいは施設における共同便所は、男女の別の適用を一部除外することができます。

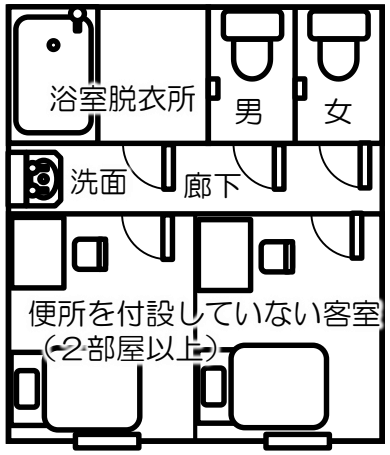
共同便所に関する考え方

営業の種別	共同便所の基準が適用される場合	共同便所の基準が適用されない場合
旅館・ホテル営業	・便所を付設していない、２以上の客室のある階（下図Ａ）	・便所を付設している客室のみの階※ ・１棟貸切で便所を付設している施設（下図Ｃ） ・階ごと貸切で当該階に便所を付設している施設（下図Ｄ）
簡易宿所営業	・便所を付設していない、多数人で共用する客室のある階（下図Ｂ）	・便所を付設している、多数人で共用しない客室のみの階※

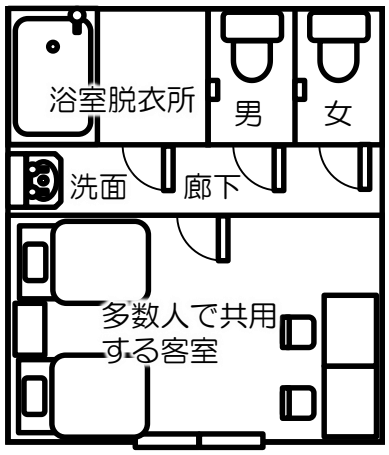
※　共用部に客用便所を設ける場合は、共同便所の構造設備基準が適用されます。

共同便所が必要となる例

A



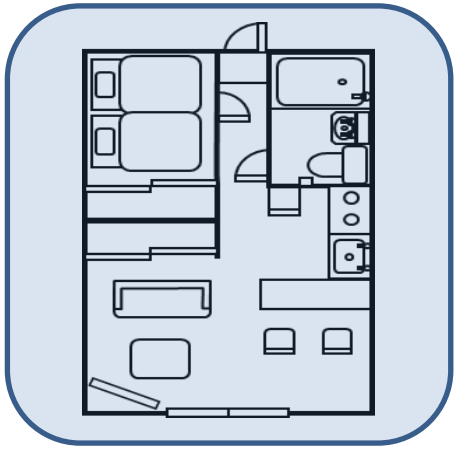
B



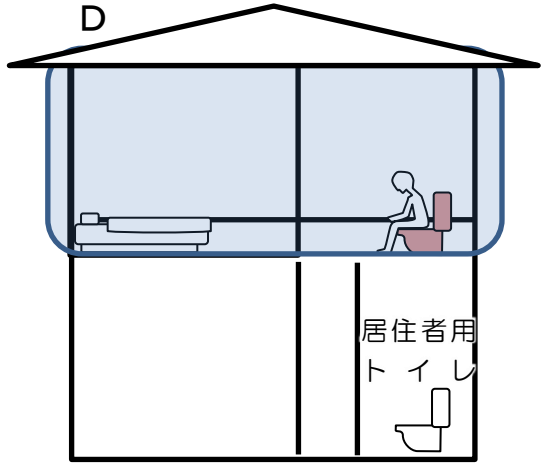
注：Ａの客室が１室のみの場合は、Ｄ図同様、階ごと貸切とみなされるため、共同便所の基準は適用されない。

共同便所の基準が適用されない例（適当な数の便所は必要）

C



D



住居全ての貸切（Ｃ図網掛）、階ごと貸切（Ｄ図網掛）などの場合は、便所を付設した客室に該当するため、共同便所の基準は適用されない。

※ 居住者と宿泊者との便所の共用は不可。

⑹ 施設名称の掲示に関する考え方は？

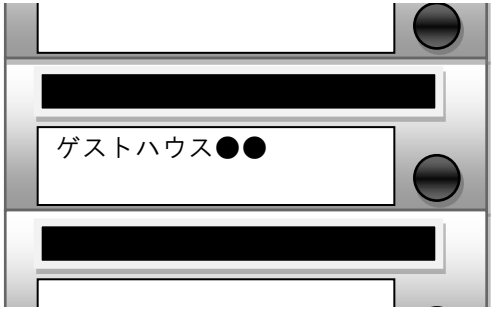
施設名称の掲示に関する規定は、次のとおりです。

旅館業法施行条例第６条
（営業者の遵守事項）
営業施設には、公衆の見やすい場所に、施設の名称を掲げること。

【考え方】
○　施設名称の表示については、公衆が当該施設を認識できる程度の標識としてください。
○　既存の看板や表札でも差し支えありません。旅館業法における営業施設であることが認識できるものが望ましいです。
○　建築物の一部分（分譲マンションの１室等）で営業する施設については、前段の趣旨を踏まえ、郵便受け等に表示する等、複数箇所に表示するようにしてください。







(7) その他の基準

換気、採光、照明、防湿、排水、洗面設備、ガス設備等に関する規定は、次のとおりです。

旅館業法施行令第１条第１項（旅館・ホテル営業）、第２項（簡易宿所営業）

（構造設備の基準）

３　適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

５　宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

７　（旅館・ホテル営業のみ）その設置場所が法第３条第３項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

旅館業法施行条例第７条第１項

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）　（旅館・ホテル営業の基準を簡易宿所営業でも準用）

５　客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

イ　専用の元栓を有すること。

ロ　ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

７　共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。

【考え方】

○　共同洗面所の設置場所は、宿泊者の利用しやすい場所とすること。

４ 設置場所に関する意見照会について（法第３条第３項、第４項）

許可申請施設の設置場所が、以下に示す施設の敷地の周囲おおむね１００メートルの区域内にある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から当該施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

法第３条第３項に該当する施設とは？

１　学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園【法３-３-(1)】

２　児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設【法３-３-(2)】

３　社会教育法第２条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前２号に掲げる施設に類するものとして**都道府県の条例で定めるもの**【法３-３-(3)】

（１）学校教育法第１３４条第１項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第１条に規定する学校（大学を除く）の教育課程に相当するもの【条２-１-(1)】

（２）図書館法第２条第１項に規定する図書館【条２-１-(2)】

（３）告示指定施設【条２-１-(3)】

前２号の施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に知事が必要と認めて指定するもの

※　詳細は別添の基準等一覧「設置場所」を参照し、保健所までお問い合わせください。

5 関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）について【建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法等】

担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当（立川合同庁舎）　電話 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当（小平合同庁舎）　電話 042-464-2154	小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当（青梅合同庁舎）　電話 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、 日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁（市） 建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市、 府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市、小平市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課　電話 03-5388-3372(直通) （都庁第二本庁舎３階） ※一部手続きについては各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、 御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	

開発許可、災害レッドゾーンにおける開発の制限等について【都市計画法】

東京都多摩建築指導事務所　開発指導第一課（立川合同庁舎内）　電話 042-548-2037　西多摩、多摩立川保健所管内、日野市
東京都多摩建築指導事務所　開発指導第二課（府中合同庁舎内）　電話 042-364-2386　多摩府中、多摩小平、南多摩（日野市を除く）保健所管内
都市整備局市街地整備部　区画整理課　電話 03-5320-5132　島しょ保健所管内

用途地域について【都市計画法】

各市町村の都市計画担当

まちづくり条例等について

市町村で独自の条例等（まちづくり条例等）を制定している場合があります。

消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等）について【消防法、火災予防条例】

所管の消防署（稲城市、島しょ地域は消防本部）

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について【建築物衛生法、水道法】

特定用途の延べ面積が 3,000 ㎡以上の場合、貯水槽・井戸等を設けて給水する場合：所管する保健所 環境衛生担当

食事の提供について【食品衛生法】

食事を提供する場合：所管する保健所 食品衛生担当

住宅宿泊事業について【住宅宿泊事業法】

市町村区域（八王子市・町田市を除く。）：東京都産業労働局観光部振興課住宅宿泊事業調整担当　電話 03-5320-4732

井戸、地下水の揚水・利用について【環境確保条例等】

	担当機関	所管する市町村
・井戸の設置・揚水量報告等 ・地下水の揚水・利用について	所管する市 環境担当課	多摩地域の市部
	東京都環境局　多摩環境事務所　環境改善課 水質担当 （立川合同庁舎）　電話 042-525-4771（直通）	多摩地域の町村部
	東京都環境局　自然環境部　水環境課　地下水管理担当 （都庁第二本庁舎 19 階）　電話 03-5388-3547（直通）	多摩地域・島しょ地域
・温泉法（掘削、動力設置、採取許可等）に関すること	東京都環境局　自然環境部　水環境課　地下水管理担当 （都庁第二本庁舎 19 階）　電話 03-5388-3547（直通）	都内全域
・温泉法（浴用利用許可）に関すること	所管する保健所 環境衛生担当	

排水・下水・浄化槽などについて【下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法】

	担当機関	所管する市町村
・排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
・排水を公共下水道以外に放流する場合（水質汚濁防止法に係る相談・届出等）	東京都環境局　多摩環境事務所　環境改善課　水質担当 （立川合同庁舎）　電話 042-525-4771（直通）	八王子市、町田市、 島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局　自然環境部　水環境課　河川規制担当 （都庁第二本庁舎）　電話 03-5388-3494（直通）	島しょ地域
・浄化槽を設置する場合	東京都環境局　多摩環境事務所　廃棄物対策課 浄化槽担当 （立川合同庁舎）　電話 042-528-2692（直通）	八王子市、町田市、 島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部　一般廃棄物対策課　生活排水対策担当 （都庁第二本庁舎 19 階）　電話 03-5388-3583（直通）	島しょ地域

風俗営業に関連する場合について【風適法】

所管する警察署

宿泊税について

旅館・ホテル営業：東京都千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当　電話 03-3252-7144（直通）

組合について

旅館・ホテル営業：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合　電話 03-3262-4376

簡易宿所営業　：東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合　電話 03-3341-2743

第２章　維持管理編

～目次～

１　旅館業の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
２　旅館の各種申請・届出手続きについて・・・・・・・・・28

【　】内、根拠欄の見方

法　　：旅館業法
施行令　：旅館業法施行令
施行規則：旅館業法施行規則
細則　　：東京都の旅館業法施行細則
条　　：東京都の旅館業法施行条例
通知　　：国または東京都の通知による指導基準

（例：法 3-2-(1)とは旅館業法第３条第２項第１号のこと）

1　旅館業の維持管理

旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければいけません。（法第４条）
法令等で定められている内容は次のとおりです。

管理・帳簿類

◇ 宿泊者名簿を備えること【法６−1】
- 必要な項目は、氏名、住所、連絡先、性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名です【法６−1、施行細則５】
- 日本国内に住所をもたない外国人宿泊者の場合は、国籍・パスポート番号についても記載が必要です【施行規則４の２-(3)】
  正確を期すため、パスポートのコピーを名簿に添付し一緒に保管します
- 作成日から３年間、営業施設又は営業者の事務所に保存します
  【施行規則４の２-(1),(2)】

◇ 営業施設ごとに管理者を置くこと。営業者自らが管理者となり管理することもできます【条４-(11)】

◇ 営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲示すること【条６】
→　建築物の一部分で営業する施設については、公衆が当該施設を認識できるように郵便受け等に表示する等、複数箇所に表示するようにしてください【都通知】

宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染症患者が宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【国通知】

営業者の責務

営業者は、施設及び宿泊に関するサービスについて安全や衛生の水準の維持向上に努めなければなりません。また、特定感染症のまん延防止に必要な対策や特に配慮を要する宿泊者に適切な宿泊サービスを提供するため、その従事者に研修の機会を与えるよう努める等の責任があります。【法３-５】

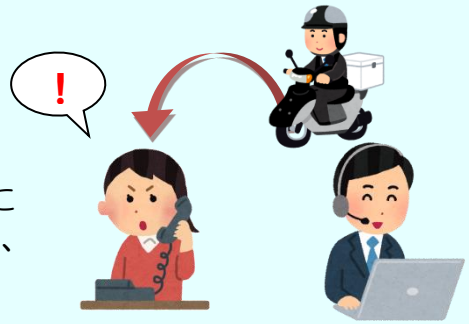
管理者の要件・業務

管理者の資格は特に必要ありません。
営業施設の衛生管理が適切に行われるよう、自主管理マニュアル等を作成し、従業員に周知徹底するとともに従業員に対する教育に努めることが求められます。【条４-(11)】【都通知】

緊急時の対応

◇ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること
【旅館・ホテル営業　施行規則４-３】【簡易宿所営業・下宿営業　条４-(12)】

- 「迅速な対応を可能とする体制」とは、宿泊者が緊急通報するために施設内の各所（客室、通路、浴室、便所等）に設置された通信設備（直通電話機、緊急ボタン等）により、施設従事者または管理会社等が徒歩、自転車、バイク、自動車などにより、おおむね１０分程度で駆けつけることができる体制のことです【都通知】
  このほかに、各部屋、廊下、玄関などに管理者等の緊急連絡先を表示する等の方法も、有効な手段になります



客室

◇ 客室にガス設備を設ける場合の措置【条 4-⑹イ、ロ】
- 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと
- 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと



寝具など貸与品

◇ 寝具類の措置【条 4-⑸イ、ロ、ハ】
- 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること
- シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること
- 布団及び枕は、適切に洗濯・管理等を行うこと

→寝具は収納室等の収納設備に衛生的に保管してください【都通知】

◇ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条 4-⑼】
→ 宿泊者ごとに洗浄・消毒したものを提供してください【都通知】

洗面所

◇ 洗面所及び便所の手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備えること【条 4-⑻】



便所

◇ 便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条 4-⑽】
→ 共用の手ぬぐいを置かないこと【都通知】

飲用水等【条 4-⑺イ、 ⑻、都通知】

◇ 浴室の湯栓・水栓、洗面所・便所の手洗い設備への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関連法令に従って管理してください
→ 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります
建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください
種別や管理方法については保健所にお問い合わせください

表：飲用水の種別

原水の種類	貯水槽の有無	水道法等による種別
水道水	なし	・直結給水方式
	あり	・専用水道 ・簡易専用水道 ・特定小規模貯水槽水道 ・特定小規模貯水槽水道以外の小規模貯水槽水道
水道水以外	なし	・飲用に供する井戸等
	あり	・専用水道 ・特定飲用井戸等 ・特定飲用井戸等以外の飲用井戸等



◇ 水道水以外の水を飲用等に使う場合は消毒や水質検査を行ってください
→ 検査項目は保健所にお問い合わせください

貯湯槽

◇ 浴室に給湯する貯湯槽の維持管理について【条 4-⑺ニ】
- 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検（月１回以上が望ましい）すること【条 4-⑺ニ⑴】【通知】
- 貯湯槽内部の清掃及び消毒は、１年に１回以上行い、ぬめり等の汚れを除去すること【条 4-⑺ニ⑴、細則 7-1】
- 貯湯槽内の湯を 60℃以上に保つこと【条 4-⑺ニ⑵、細則 7-2】
ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと
→ 遊離残留塩素濃度 0.4mg/L 以上に保つこと【都通知】
- 密閉式の貯湯槽においても、メーカーの説明書等を参考に点検・清掃を行うこと【都通知】

浴室全般

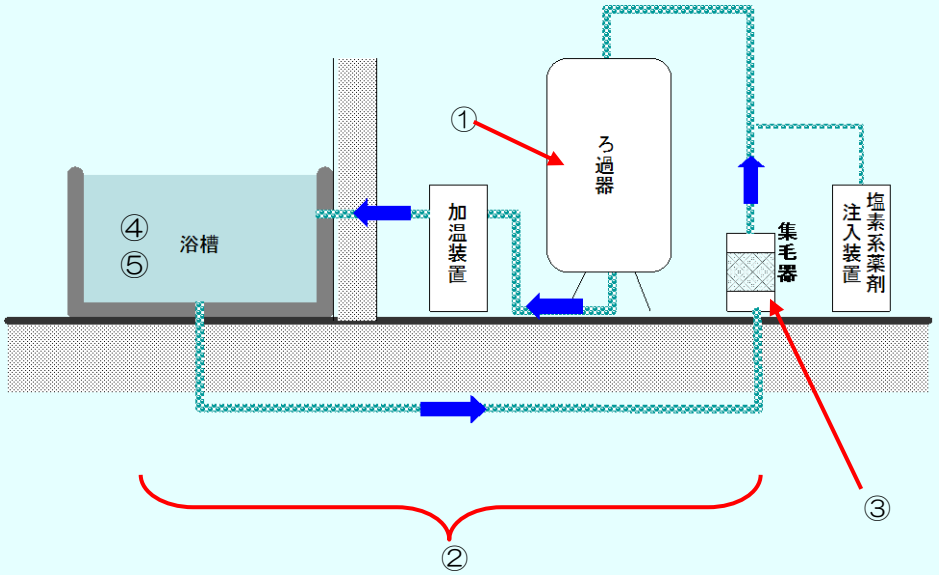
◇ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること【条 4-(7)イ】
◇ 浴槽は、１日１回以上換水し、清掃すること【条 4-(7)ロ】
　ただし、換水頻度の緩和（1 週間に 1 回以上）が認められる場合があります（２６ページ参照）
◇ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと【条 4-(7)ハ】

シャワー、調節槽

◇　洗い場の湯栓やシャワーについて、定期的に点検し、使用頻度に応じて通水やシャワーヘッド等の清掃、消毒を行うこと【都通知】
◇　洗い場の湯栓やシャワーに湯を送る調節槽についても、汚れ等の状況について随時点検し、定期的に清掃を行うこと【都通知】

浴槽水を循環させる場合の管理

設　備	管　理　方　法
①ろ過器	逆洗浄等及び内部の消毒を１週間に１回以上行う。逆洗浄ができないろ過器は、適宜ろ材の交換等を行う【条 4-(7)ホ(1)】【細則】
②循環配管	配管内部の消毒は１週間に１回以上行う 消毒方法の例：遊離残留塩素濃度 5～10mg/L に調整した浴槽水や 60℃以上の高温水を数分から数十分循環させる 【条 4-(7)ホ(2)】【細則】
③集毛器（ヘアキャッチャー）	毎日清掃する【条 4-(7)ホ(3)】【細則】
④浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を 0.4mg/L 以上に保つ。使用中は、適宜濃度の測定をし、このとき 1.0mg/L を超えないことが望ましい【条 4-(7)ホ(4)】【細則】 ・上記により難い場合、塩素系薬剤とその他の方法による消毒とを併用する ⇒25 ページ ・モノクロラミンによる消毒の場合、モノクロラミン濃度を 3mg/L 以上に保つ
⑤水質検査	・浴槽水のレジオネラ属菌検査（基準：不検出であること）を１年に１回以上行いレジオネラ属菌が検出されないことを確認する。循環系統が複数ある場合は、系統ごとに検査する。 ・検査の結果が基準値を超えていた場合は、速やかに衛生上の措置を講じた後、再度検査を行い不検出を確認する 【条 4-(7)ホ(5)】【細則】



図：循環式浴槽の例（番号は左表の管理方法に対応）

（24 ページ表④の補足）塩素系薬剤により難い場合の消毒方法

◇ その他の方法とは、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒など。ただしこれらの方法は残留性がないため、必ず塩素剤による消毒と併用すること【都通知】

◇ モノクロラミンによる消毒を行う場合は、濃度が高くなりすぎないよう注意するとともに、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（URL： https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000577571.pdf）を参考に消毒すること【都通知】

◇ 塩素消毒が困難な泉質の温泉等は、循環設備を使用しない（いわゆる掛け流し方式）ことが最も望ましい【都通知】

管理記録について

◇ （貯湯槽、ろ過器等に関する）清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること【条 4-(7)へ】

レジオネラ属菌

水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。

レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、発熱や肺炎の症状が見られ、高齢者等は重症になると死亡することもあります。

保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。

浴槽水を循環させる場合

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。





日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

モノクロラミンについて

モノクロラミンは、結合型塩素として消毒効果を示す薬剤です（構造：NH_2Cl）。

モノクロラミンは、遊離残留塩素での消毒が難しいアルカリ性の泉質や、アンモニア性窒素を含む温泉浴槽水の消毒について、濃度管理がしやすく、消毒効果が期待できるとされています。

浴槽水の換水頻度の緩和について

浴槽水は１日１回以上の換水と清掃を原則としていますが、【都規則で定める要件】を満たしており、良好に管理されていると保健所長が認める場合は、換水頻度を１週間に１回以上に変更することが可能です。

換水頻度を変更したい施設は「換水・清掃頻度変更報告書」を保健所に提出して審査を受け、変更が可能と判断されれば緩和ができます。

【都規則で定める要件】

① ろ過装置を使用して、浴槽水を循環させていること
② 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる装置が設置されていないこと
③ 維持管理が良好で、公衆衛生上支障ないと認められること

都規則で定める要件③の具体的内容は下表のとおり

項目	区分	保健所が行う審査の内容
水質検査について	・既存施設（過去３年間、行政検査で不適事項が**ない**）	営業者は、入浴者が多かった営業日の営業終了後に、浴槽水の水質検査（レジオネラ属菌を含む）を実施し、結果を報告する。（基準に適合していること）
	・既存施設（過去３年間、行政検査で不適事項が**ある**） ・新規施設	・不適事項が改善されていること。（既存施設の場合） ・申出から１年間、３月以内ごとに、入浴者が多かった営業日の営業終了後に上記水質検査を実施し、１ 年分の水質検査結果と維持管理の方法を報告する。（基準に適合していること） ・保健所が行った水質検査が基準に適合していること。
その他	・ろ過器を 24 時間運転するなど、浴槽水の清浄が保持できること ・塩素剤等注入装置等により、営業時間外においても浴槽水の塩素剤等の濃度が保持できること ・維持管理が良好で衛生が確保されており、換水頻度緩和後の施設の維持管理計画を作成していること	

審査で支障ないと判断

「換水・清掃頻度指導書」交付を受けて浴槽水の換水頻度の緩和が可能になる

【換水頻度緩和後の維持管理】

・レジオネラ属菌を除く水質検査※を月１回、レジオネラ属菌の検査を６月以内に１回実施し、基準に適合していること。
〔※の項目：濁度（５度以下）、過マンガン酸カリウム消費量（25mg/L 以下）、大腸菌群（1 個/mL 以下）〕
・ろ過器を 24 時間運転するなど、浴槽水の清浄が保持されていること。
・営業時間外も浴槽水の塩素剤等の濃度が保持されていること、その他施設の維持管理が良好に行われ、衛生が確保されていること。

★重要★　緩和後、水質検査結果が不適合になった場合は、毎日換水の取扱いに変更されます。

施設全般について

◇ 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと【施行令 3-(1)】
◇ 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと【施行令 3-(2)】
◇ 施設の換気【条 4-1-(1)イ、ロ】
- 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと
- 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと
  → なお、建築物衛生法対象の特定建築物の場合、換気の指標となるCO_2濃度の基準は 0.10%(1000ppm)以下です

◇ 採光及び照明は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有するようにすること【条 4-1-(2)】
◇ 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと【条 4-1-(3)】
◇ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと【条 4-1-(4)】

身体障害者補助犬



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

保健所の立入検査【法 7】

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無などについてチェックを行います。
良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつでもあります。
お客様が気持ちよく利用できるよう、この手引きを参考に管理してください。

宿泊拒否について　※会員制宿泊施設などで宿泊者を会員等に限定する場合はこの限りではありません

営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません。

(1)宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき【法 5-1-(1)】
　→　この規定の「特定感染症」とは、感染症法の一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(入院等の規定が準用されるものに限る)及び新感染症
(2)宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき【法 5-1-(2)】
(3)宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき【法 5-1-(3)】
(4)宿泊施設に余裕がないとき【法 5-1-(4)】
(5)宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき【条 5-(1)】
(6)宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき【条 5-(2)】
★上記(1),(3)の理由で宿泊を拒否した場合は、日時、理由、対応の責任者、宿泊拒否対象者の氏名、経過の概要等に関する記録を書面等により作成し、３年間保存する【法附則 3-2、施行規則附則】

厚生労働省では宿泊拒否や差別禁止等の具体例を指針や研修ツールで示しています。

厚生労働省ホームページ
「研修ツール（詳細版）」
リンク二次元コード

２　旅館業の各種申請・届出手続きについて

下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、必ず事前に保健所に相談してください。

◆ 新規営業許可申請　《施行規則１》

- 新しく旅館業を経営する
- 営業者の変更　（営業を譲渡する場合は承継承認申請）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（旅館・ホテル営業→簡易宿所営業　など）

必要書類
＊「許可申請時に必要な書類（5 ページ）」をご覧ください。

◆ 変更届　《施行規則４》

- 施設の名称変更
- 営業者所在地の変更
- 法人の名称・所在地・代表者・役員の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください）
- 管理者の変更　等

必要書類
＊変更届
＊変更した内容のわかる書類
［登記事項証明書（発行後６か月以内）や施設設備図面等］
＊法人役員等が変更した場合は、新たに役員となった方全員の申告書

※変更届は変更後 10 日以内に届出をしてください

◆ 廃止（停止）届　《施行規則４》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した

※廃止（停止）後１０日以内に届出をしてください

◆ 承継承認申請　《施行規則２、３》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした

※ 被相続人死亡後６０日以内に申請してください

- 営業者（法人）が合併又は分割により承継する

※ 合併又は分割登記前に手続きを行う必要があります

- 既存の営業者から事業の譲渡により承継する

※ 譲渡人・譲受人が連名で事業譲渡の前に承継承認を受ける必要があります

（個人⇄法人、個人→個人、A 法人→B 法人　など）

必要書類
＊旅館業営業承継承認申請書　承継承認申請手数料　9,700 円
(個人の相続)
＊被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍謄本(戸籍全部事項証明や改製原戸籍）又は法定相続情報一覧図の写し
＊相続人全員の同意書（相続人が２人以上で１人が相続する場合）
＊申告書　◆相続人の範囲：法定相続人
(法人の合併又は分割)
＊定款又は寄附行為の写し
＊承継後に旅館業を営業する法人の履歴事項全部証明書
＊役員全員の申告書　（合併又は分割登記後）
(事業譲渡)
＊譲渡を証する書類（売買契約書等）
＊譲受する営業者の申告書（法人の場合は役員全員分）
＊譲受する営業者が法人の場合は定款又は寄附行為の写しと登記事項全部証明

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。